

# 介護人材確保促進事業委託業務 仕様書

## 1 業務名

介護人材確保促進事業委託業務

## 2 事業の目的と概要

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっており、札幌市においても必要な介護人材が確保できていないとする介護サービス事業所が多く見受けられる。

将来にわたり継続して介護人材を確保していくためには、介護サービス事業者の自発的な取り組みによる人材確保がより効果的に行われるよう、必要な知識・手法の習得を支援することが重要と考えられる。

こうした状況を踏まえ、札幌市では介護サービス事業者が自らの事業所の魅力をうまく伝え、求職者の心をつかむための手法を習得して、人材採用力の向上を図るためのセミナーを開催し、併せてセミナーで身に付けた手法を実践する場としての合同就職相談説明会を開催することで、介護サービス事業者に自らの力で継続的に人材を確保していく能力を身に付けてもらい、将来にわたる介護人材の確保につなげていく。

実施にあたっては今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型研修は行わず、オンラインによるセミナーとする。また、合同就職相談説明会についても、一度に参加する事業所数を制限して実施する。

## 3 業務内容

### (1) 介護事業者採用力向上オンラインセミナー

知識・スキル獲得の場として、採用力向上を目的とした事業者向けセミナーをオンラインで開催する。

#### ア 開催時期

3 (2) 介護事業者合同就職相談説明会及び3 (3) オンライン介護事業者合同就職相談説明会までに開催することとし、複数回の実施を妨げるものではない。

開催時間は対象者がより参加しやすい午後とすること。

#### イ 参加対象者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で、合計 42 事業者程度の参加とする。申込み多数の場合は、過去セミナー未受講の事業者を優先すること。

また、参加者は原則として3 (2) または3 (3) のどちらかにも参加するものとする。

#### ウ 広報活動

参加事業者募集のため、印刷物等の作成及び配布を行うものとする。

印刷物等の内容・デザインについては、事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。

チラシデータ納品は PDF ファイルにて、セミナー開催 30 日前までとする。

#### エ 実施について

オンラインセミナーの実施については、Zoom 等の複数の参加事業者が同時に受講で

きるツールを利用し、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができ  
るセミナーを開催すること。

参加者によってはオンラインセミナーに不慣れなことも想定されるため、研修前のオ  
リエンテーションや入室確認、研修中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

## (2) 介護事業者合同就職相談説明会

学んだ人材確保の手法を実践する場として、合同就職相談説明会を開催する。

### ア 開催時期

3 (1)介護事業者採用力向上セミナー開催後から令和4年2月末までの間で7回実施  
を基本とする。ただし、12月の開催は避けること。1回あたりの時間数は5時間以上  
とし、複数の開催時間帯を用意すること。

なお、開催日数の増及び時間帯の拡大を妨げるものではない。

### イ 参加事業者数

1回当たり6事業者程度、計42事業者を基本とする。

参加事業者に対し、事前に参加決定通知書を送付することとする。

また、開催1週間前を目途に参加事業者に対し、再確認の連絡を行うこととする。

### ウ 参加対象者

3 (1)の参加者とする。ただし、3 (1)の参加者が3 (3)オンライン介護事業者合同就  
職相談説明会への参加を希望し定員に余裕がある場合は、令和2年度介護事業者採用力  
向上オンラインセミナー参加事業者の参加を認めることとする。

### エ 実施会場

イの参加事業者数を考慮し、新型コロナウイルスの感染予防に努めた、事業者や来場  
者が密にならない十分な広さを確保できる会場を用意すること（原則100㎡以上とす  
る）。

また、各区に居住する求職者が参加できるよう会場の開催区は分散することとし、同  
一区での開催は原則2回までとする。また、地下鉄駅から徒歩5分圏内が望ましい。

会場レイアウトについては、来場者に圧迫感を与えないような机の配置にするなど配  
慮すること。

また、事業者が来場者を容易に判別できるよう配慮すること。

### オ 広報活動

来場者募集のため、印刷物等の作成及び配布を行うものとする。

印刷物等については、A4サイズのチラシ及びA3サイズ以上のポスターを作成するこ  
と。

内容・デザインは事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。開催日の60  
日前までには原案提示し、納品は45日前までとする。

また、印刷部数については札幌市と協議の上決定すること。

広報時期は開催日の遅くとも45日前から行うものとする。

広報に当たっては、求人情報誌掲載及び地下鉄車内広告を実施すること。実施期間は  
少なくとも14日以上とする。ただし、求人情報誌掲載及び地下鉄車内広告と同等以上  
の効果を期待できる広告の提案も可能とする。

福祉系学科のある高校、短大、専門学校、大学及び各種ハローワークへは積極的に広報を行うこと。

(3) オンライン介護事業者合同就職相談説明会

令和2年度に介護事業者採用力向上オンラインセミナーを受講した事業者を対象に、学んだ人材確保の手法を実践する場として、合同就職相談説明会を開催する。

ア 開催時期

3(1)介護事業者採用力向上セミナー開催後から令和4年2月末までの間で最低1回実施する。12月の開催は避けること。

イ 参加対象者

3(1)に参加した事業者のうち希望者及び令和2年度の介護事業者採用力向上オンラインセミナーに参加した30事業者のうち希望者。

参加事業者に対し、事前に参加決定通知書を送付することとする。

また、開催1週間前を目途に参加事業者に対し、再確認の連絡を行うこととする。

ウ 実施について

オンライン説明会の実施については、Zoom等の複数の事業者・来場者が同時に参加できるツールを利用し、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを可能とすること。

参加者によってはオンライン説明会に不慣れなことも想定されるため、実施前のオリエンテーションや入室確認、説明会中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

エ 広報活動

来場者募集のため、ホームページ作成や印刷物等の作成・配布を行うものとする。印刷物等については、A4サイズのチラシ及びA3サイズ以上のポスターを作成すること。

内容・デザインは事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。開催日の60日前までには原案提示し、納品は45日前までとする。

また、印刷部数については札幌市と協議の上決定すること。

広報時期は開催日の遅くとも45日前から行うものとする。

広報に当たっては、求人情報誌掲載及び地下鉄車内広告を実施すること。実施期間は少なくとも14日以上とする。ただし、求人情報誌掲載及び地下鉄車内広告と同等以上の効果を期待できる広告の提案も可能とする。

なお、広報活動は3(2)介護事業者合同就職相談説明会の広報活動と合わせて行うことを可能とする。

(4) その他

ア 代替業務

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、3(2)介護事業者合同就職相談説明会の開催を中止にする場合を考慮し、代替案を予算額の範囲内で提案すること。代替案としてオンライン合同就職相談説明会を提案する場合は、その手法等を具体的に提案すること。

なお、3(2)の中止については、札幌市と受託者の協議の上決定する。

#### イ 付帯業務

3 (1)～(3)の業務実施に係る募集に関する業務、参加事業者からの申込受付、会場の選定、講師の派遣など一切の業務について受託者が行うものとする。

また、3 (2)の実施にあたっては、十分な感染症対策（飛沫防止用アクリルパネル等の設置、アルコール消毒の徹底、検温の実施等）を講じること。

#### ウ 記録及び報告

各業務終了後及び全業務終了後は事業の効果測定等の参考とするため、参加事業者及び来場者にアンケート調査を実施する（内容は札幌市と別途協議の上、決定する）。

なお、上記(2)・(3)の来場者について、時間帯別の来場者数、性別、年齢を記録する。

また、各業務実施内容の写真付き報告記録を作成の上、アンケート調査結果とともにA4版で製本し、1部納品する。併せて、各業務で使用した配布資料等も1部納品する。

### 4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にし、疑義が生じた場合は委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本事業により得られたデータ及び成果品は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本事業の実施に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 受託者は、本事業実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する可能性があることを留意すること。なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議の上、これを決定する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。

### 5 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】 福田、小林

電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117